

人種差別撤廃条約適用事件 (アゼルバイジャン対アルメニア)

(仮保全措置命令・2021年12月7日)

(仮保全措置命令・2023年2月22日)

(先決的抗弁判決・2024年11月12日)

中 島 啓

I. 事実背景及び訴訟の経過

小コーカサス山脈南東部に位置するナゴルノ・カラバフ地域は、旧ソビエト連邦時代以来アゼルバイジャンの領域内にあったものの、アルメニア系の住民が多数を占めてきたことから、その帰属がアルメニアとアゼルバイジャンの間で長らく争われてきた。同地域をめぐる両国間の対立は1980年代後半に武力衝突に発展し、1994年に停戦合意に至ったものの、2020年9月に再び交戦状態となり、アルメニア側が「第2次ナゴルノ・カラバフ戦争」、アゼルバイジャン側が「第2次ガラバフ戦争」と呼称する戦闘が44日間続いた(裁判所は「2020年紛争」と表記しているため、本稿もこれに倣う)。その後、アルメニアとアゼルバイジャンは、ロシアを交えた「三者声明」に署名し、11月10日付で「ナゴルノ・カラバフ紛争地域における完全な停戦とすべての敵対行為の終結」を宣言した。もっとも、両国間の関係は以後も不安定なままであり、2022年9月と2023年9月に再び武力衝突が発生した。

2021年9月23日、アゼルバイジャンはアルメニアを相手取り、人種差別撤廃条約に基づき国際司法裁判所に提訴した。アゼルバイジャンはその請求訴状において、アルメニアが長年にわたる人種差別政策により同条約上の様々な義務に違反したと主張した。具体的には、「民族的または種族的出身に基づき、アルメニアはアゼルバイジャン人に対して差別行為を行っており、現在も継続している」と主張した¹。

1 Application Instituting Proceedings (23 September 2021), para. 5.

本稿では、以上の事実を背景としてアゼルバイジャンが提訴した事件について検討する。なお、アゼルバイジャンの提訴に先立って、アルメニアもまたアゼルバイジャンを相手取り人種差別撤廃条約に基づき国際司法裁判所に提訴している。アルメニア提訴事件については、本巻所収の別稿で検討しているため、併せて参照されたい。

II. 判断要旨

1. 仮保全措置命令（第1命令）²

アゼルバイジャンは、請求訴状とともに仮保全措置指示要請を提出し、アルメニアが敷設した地雷の撤去にかかる措置等を命ずるよう、裁判所に要請した³。

(1) 一応の管轄権

裁判所は、原告が依拠する条文が管轄権の基礎を提供すると一応（prima facie）思われる場合に限り仮保全措置を指示することができる。本件にてアルメニアが依拠する人種差別撤廃条約第22条は、当該条約の解釈または適用に関する紛争の存在を裁判所の管轄権の条件としているため⁴、裁判所は、「原告が申し立てる作為または不作為が当該条約の条文の範疇に属しうるものであり、その結果として、裁判所が事項的管轄権を有する紛争であるか否か」を確認しなければならない（15-20項）。

アルメニアが人種差別撤廃条約を遵守しているか否かに関する両国間の見解の不一致は、2020年紛争勃発直後に両国の外務大臣が交換した書簡のやり取りを通じてすでに明らかであり、その後の両国間のやり取りにも示されている。そして、アゼルバイジャンが申し立てているアルメニアによる作為ないし不作為の少なくとも一部は、条約規定の範疇に属しうると考えられる。したがって裁判所は、人種差別撤廃条約の解釈または適用に関する紛争が両当事者間に存在すると一応認定するに足る十分な根拠があると判断する（26-28項）。

人種差別撤廃条約第22条は、訴訟係属の前段階において充足されるべき手続的前提条

2 *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Azerbaijan v. Armenia), Provisional Measures, Order of 7 December 2021, I.C.J. Reports 2021, p. 405.*

3 Request for the Indication of Provisional Measures of Protection (23 September 2021).

4 「この条約の解釈又は適用に関する2以上の締約国の間の紛争であって、交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によって解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意しない限り、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託される。」

件を定めており、裁判所に付託される紛争は「交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によって解決されない」ものでなければならない。同条が求める2つの前提条件は累積的ではなく代替的というのがこれまでの判例であるところ、アゼルバイジャンは交渉前置要件の充足のみを主張しているため、裁判所は、同要件についてのみ検討する。すなわち裁判所は、「人種差別撤廃条約上の実体義務の遵守をめぐる紛争の解決を目指してアゼルバイジャンがアルメニアとの交渉を真正に試みた」と一応考えられるかを検討する（29-32項）。交渉前置要件は、「交渉の試みが失敗した場合や、交渉が失敗あるいは無益になりまた行き詰った場合にのみ満たされる」（35項）。

提出された資料によれば、アゼルバイジャンは、2020年11月の「三者声明」署名後、アルメニアによる人種差別撤廃条約上の義務の違反を様々な外交書簡や二国間会合で申し立ててきている。しかし、2021年7月から9月にかけて開かれた二国間会合では実体面で進展が見られず、両国間の交渉は暗礁に乗り上げたものと見られる。したがって、第22条の交渉前置要件は充足したと考えられる（36-39項）。

以上から、裁判所は、両当事国間の紛争が人種差別撤廃条約の「解釈または適用」に関する限りにおいて、第22条に基づき、本件を審理する管轄権を一応有すると結論づける（39項）。

（2）被保全権利と要請措置

裁判所の仮保全措置指示権限は、本案についての判断がなされるまでの間、両当事国の権利保全を目的とするものであり、同措置を通じて保全するのは、いずれかの当事国が有するものと事後に判断される権利である。したがって、仮保全措置の指示を要請する当事国が主張する権利の存在が少なくとも見込まれる（at least plausible）場合に限り、裁判所はこの権限を行使できる。加えて、被保全権利と仮保全措置の間の連関が求められる（41-42項）。

本件にてアゼルバイジャンは、人種差別撤廃条約第2条から第7条が規定する権利を主張している。とりわけ、2020年紛争中にアゼルバイジャンの民間人居住区域に地雷を敷設したことで、アルメニアはアゼルバイジャン系住民の帰還を意図的に不可能にしたと主張している（43-44項）。

人種差別撤廃条約第2条から第7条の規定は、人種差別から個人を保護することを意図するものであり、同条約上の個人の権利の尊重と条約締約国の義務、そしてその履行を求める締約国の権利の間には相互関係（correlation）がある。条約締約国は、申し立てられている行為が条約第1条の定義する人種差別行為に該当する限りにおいてのみ、上記の条文に規定される権利を援用できる（50-51項）。

裁判所は、当事国が提出した情報に基づき、アルメニアが主張する権利の少なくとも一部は存在する見込みがあると考え、アゼルバイジャン人に対する暴力を扇動する勢力の活動を非難することなく、責任者の処罰もしないアルメニアの怠慢によって侵害されたとされる権利がそうである。他方、地雷の設置に関しては、アゼルバイジャンが地雷を除去できるようにするための措置を講じる義務や、地雷の設置を中止する義務を人種差別撤廃条約がアルメニアに対して課している見込みはない。アゼルバイジャンは、地雷に関するアルメニアの行為が、アゼルバイジャンの民族的・種族的出身者の権利を損なう目的または効果を備えるものであることを示す証拠を提出していない（52-53項）。

存在が見込まれる被保全権利と要請措置の間には連関が存在すると考えられる。アゼルバイジャンの民族的・種族的出身者を標的とした暴力の扇動や助長に、アルメニアの領域内のあらゆる組織および私人が関与しないことを確保するための措置がそうである（57項）。

(3) 回復不可能な侵害の危険と緊急性

裁判所は、裁判手続の主題を構成する権利が回復不可能な状態で侵害される可能性がある場合、もしくは当該権利を無視することが回復不可能な帰結をもたらしうる場合に仮保全措置を指示する権限を有するが、この権限は、そうした回復不可能な侵害が発生する現実かつ差し迫った危険があるという意味での緊急性がある場合に限って行使される。この要件は、裁判所が終局判決を下す前に回復不可能な侵害をもたらしうる行為が「いつなときでも発生する」可能性がある場合に充足される（59-60項）。

人種差別撤廃条約第5条が規定する諸権利に対する侵害はその性質上回復不可能でありうるところ、同様のことは第4条に由来する人種差別や憎悪に服しない権利にも当てはまる。4条が禁止する人種差別の扇動等の行為は、人種に関して緊迫した社会環境を広くもたらしうるものであり、被保護集団に属する個人に深刻な損害を与える可能性がある（66項）。

(4) 結論および命令主文

以上から、仮保全措置を指示するための要件は充足しているものの、本件状況下ではアゼルバイジャンが要請した措置と同一の措置を指示する必要はない。なおアゼルバイジャンは、証拠の保全および仮保全措置の実施についての定期報告をアルメニアに対して求める措置の指示も要請しているものの、本件状況下では適当ではないと考えられる（89-95項）。

以上の理由により、裁判所は、以下の仮保全措置を指示する（いずれも全会一致）。

- (1) 人種差別撤廃条約上の義務に従い、アルメニアは、自国領土内の組織および私人によるものも含め、アゼルバイジャンの民族的・種族的出身者を標的とした人種差別の扇動や助長を防止するためにあらゆる必要な措置を講じなければならない。
- (2) 両当事国は、紛争を悪化拡大させ、解決をより困難にする可能性のあるいかなる行為も慎まなければならない（全会一致）。

2. 仮保全措置命令（第2命令）⁵

2023年1月4日、アゼルバイジャンは新たな仮保全措置の指示を裁判所に要請した。アゼルバイジャンによれば、第1命令発出後もアルメニアは地雷を設置し続けているだけでなく、文民居住区域に新たにブービートラップを仕掛けているとして、その中止等を求める仮保全措置を指示するよう求めた⁶。

(1) アゼルバイジャンが要請する措置

アルメニアによる地雷設置に関してアゼルバイジャンが主張する権利の存在見込みについて、裁判所は、第1命令第53項に掲げる理由により、これを否定した。第2次請求にかかる両当事国の証拠を検討した結果、裁判所は、ブービートラップに関する申立を含め、上記の結論が現在の状況にも妥当すると判断する（22-23項）。

(2) 命令主文

アゼルバイジャンの第2次仮保全措置指示要請を棄却する（全会一致）。

3. 先決的抗弁判決⁷

2023年4月21日、アルメニアは裁判所の管轄権を争う先決的抗弁を提起した⁸。抗弁は3点であり、第1は、人種差別撤廃条約が両国間で効力を有することとなる1996年9月15日以前に行われた行為にかかるアゼルバイジャンの請求について裁判所は管轄権を有しない、あるいは受理できないこと、第2は、地雷およびブービートラップの設置にかかるアゼルバイジャンの請求について裁判所が事項的管轄権を有しないこと、第3は、環

5 *Provisional Measures, Order of 22 February 2023, I.C.J. Reports 2023*, p. 36.

6 Azerbaijan's Request for the Indication of Provisional Measures of Protection (3 January 2023).

7 *Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2024*.

8 Preliminary Objections of the Republic of Armenia, Vol. I (21 April 2023).

境損害にかかるアゼルバイジャンの請求について裁判所が事項的管轄権を有しないこと、である。

(1) 第1抗弁

両当事国は、〔アゼルバイジャンとアルメニアがともに人種差別撤廃条約の当事国ではなかった〕1993年7月23日以前に起きた行為にかかる請求は裁判所の管轄権の時間的範囲外であり、〔両国がともに条約当事国となった〕1996年9月15日以降に起きた行為にかかる請求は範囲内であることに争いはない。問題は、アルメニアはすでに条約当事国であったがアゼルバイジャンはそうでなかった、1993年7月23日から1996年9月15日の間に発生した行為にかかる請求である(29項)。要するに、人種差別撤廃条約が両国間において効力を有していなかった時期に発生した行為について、アゼルバイジャンがアルメニアの責任を追及する資格をめぐる問題である。この点については、第1に、条約不遡及の原則が人種差別撤廃条約第22条に基づく裁判所の管轄権に影響を及ぼすか否か、第2に、対世的性質を備える同条約上の義務が裁判所の管轄権の時間的範囲に影響するか否かについて、まず検討しなければならない(41項)。

第1の問題について、条約第22条は裁判所の管轄権の時間的範囲を規定する文言を含んでいないため、同条に基づき示された裁判所の管轄権に対するアゼルバイジャンの同意が、アゼルバイジャンが条約に加盟する以前の〔アルメニアの〕行為についてのアゼルバイジャンの請求を裁判所が審理する管轄権を基礎づけるかが問題となる(44項)。

裁判所はこの点、留保ないし明示の反対規定が無い限り、紛争処理条項に基づく裁判所の管轄権の時間的範囲は、関係する条約当事国間における条約実体規定の時間的適用範囲により決定されると考える(45項)。訴追引渡義務事件(ベルギー対セネガル)において、セネガルが拷問禁止条約上の義務に拘束されるのは同国が締約国となった1987年以降であったものの、ベルギーがセネガルの責任を追及できるのはベルギーが同条約の締約国となった1999年以降であった⁹。以上から、本件において人種差別撤廃条約第22条に基づく裁判所の管轄権の時間的範囲は、アルメニアが条約に拘束されるようになった時点ではなく、両当事国につき効力が発生した1996年9月15日と結び付けられる(45-47項)。

第2の問題について、第22条は時間的範囲にかかる明示の文言を含んでいないものの、国家による裁判管轄権の付与は、同意原則、相互主義および国家平等原則により規律される。明示規定がない限り、これらの諸原則に対する例外は認められない(50項)。

1993年7月23日から1996年9月15日の間、アゼルバイジャンはまだ人種差別撤廃条

⁹ *Questions relating to the Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal), Judgment, I.C.J. Reports 2012 (II)*, p. 458, paras. 103-104.

約の締約国ではなかったため、両当事国間に条約関係は存在していなかった。この期間、アルメニアはアゼルバイジャンの責任を追及する権利を行使できなかったため、仮にアゼルバイジャンがアルメニアに対して請求することができるのであれば、当事国間の相互性と平等性を欠くこととなる。実質的に見ても、本期間中、アルメニアは条約締約国として他の締約国に対して義務を負うものの、非締約国に対しては義務を負っていなかった。アルメニアはアゼルバイジャンとの関係では条約上の義務を負っていなかったのだから、アゼルバイジャンは当該期間のアルメニアの行為につきアルメニアの責任を追及する権利を有しない（51-52項）。

人種差別撤廃委員会によれば、国家間申立メカニズムを規定する人種差別撤廃条約第11条から第13条は、手続を開始した締約国による条約批准後に発生した違反にその利用を限定していない。しかし、第11条から第13条に基づく国家間申立手続と、第22条に基づく裁判メカニズムとでは性質が異なる。前者は、締約国による条約義務遵守の監視を目的とし、「締約国が、他の締約国が条約の規定を履行していないと考える場合」に利用できる（第11条）。対する後者の目的は、国家が条約締約国となり相互に引き受けた義務に関する紛争を処理することであり、原告に対する被告の責任が問われる。したがって裁判メカニズムは、関係国がともに関連する義務に拘束されていた時期に発生した出来事に関する紛争を処理するためにのみ利用できる。したがって、人種差別撤廃委員会の見解は、紛争処理条項の解釈適用とは無関係である（53-54項）。

次に、関連するアルメニアの行為が「継続行為」ないし「複合行為」を構成するとするアゼルバイジャンの主張についてみるに、仮に裁判所が本案段階で1996年9月15日以前に開始し同日以後に引き続き継続的または複合的な違法行為を認定する場合でも、原告に対する被告の責任は、条約上の義務が両国間で発生した同日以降の作為ないし不作為について発生する。ただしこのことは、裁判所の管轄権が及ぶ行為についての検討に関連する限りにおいて、同日以前に発生した事実を考慮することを妨げるものではない（56-62項）。

以上から、裁判所は、1993年7月23日から1996年9月15日の間に発生した行為に基づくアゼルバイジャンの請求を審理する管轄権を有していないと結論づける。したがって、被告の第1先決的抗弁を認容する（63項）。

(2) 第2抗弁

地雷およびブービートラップの設置にかかる事項的管轄権を判断するために、裁判所はまず、地雷およびブービートラップの設置によりアルメニアが人種差別条約に違反したとの認定をアゼルバイジャンが求めているのか、それとも民族浄化キャンペーンにかかる請

求を裏付ける証拠としてこれら武器の使用を証明しようとしているのかを確認しなければならない（70項）。

この点、アゼルバイジャンはその請求訴状において、地雷原の位置情報の提供や地雷敷設の中止、撤去作業への協力をアルメニアに求めているものの、地雷の敷設それ自体が人種差別撤廃条約上の義務の違反を構成するとの判断を裁判所に求めているわけではない。アゼルバイジャンの申述書も、アルメニアが占領地域に単一民族的性格を創出し維持するための段階の1つとして、あるいは避難していたアゼルバイジャン系住民の帰還を阻止しようとしたことの証拠として、地雷とブービートラップの敷設を提示している。判例上、当事国の申立（submissions）と、申立の一部として提示されつつ請求を構成しない議論（arguments）とは区別され、裁判所規則上も、原告が請求訴状で示した法的議論を事後に改良したり、新たな議論を提示したりすることは妨げられない。地雷およびブービートラップの敷設それ自体が条約上の義務違反であるとアゼルバイジャンが請求しているわけではないことから、アルメニアの第2の先決的抗弁は目的を欠き（is without object）、したがって却下される（72-77項）。

(3) 第3 抗弁

環境損害にかかるアゼルバイジャンの請求を審理する管轄権を有するか否かを判断するために、裁判所は、環境損害に関する行為が、仮に証明された場合には人種差別を構成しうるものであって、人種差別撤廃条約の範疇に属するか否かを確認しなければならない（90-91項）。

環境損害をもたらす行為が場合によっては人種差別に相当する可能性は排除されないものの、本件ではアゼルバイジャン自身、アゼルバイジャン系住民居住区域における森林破壊や樹木の倒壊が農業や産業活動、山火事対策の失敗に伴い発生したと認めている。したがって、仮にこれらの作為又は不作為が証明され、アルメニアに帰属するとしても、条約第1条第1項が禁止する待遇の差異を構成するものではない（95-96項）。

アゼルバイジャンは、アルメニアがその占領下の地域において水インフラを適切に管理せず、農業用地の劣化を招き、飲料水、灌漑用水の供給を妨げたと主張しているものの、その影響はアゼルバイジャン系住民のみならず他の民族集団にも影響を及ぼしたと考えられる。こうした行為が仮に証明されアルメニアに帰属するとしても、条約第1条第1項の禁止事由に基づくものではない。加えて、アルメニアがナゴルノ・カラバフ地域を支配していた期間、アゼルバイジャンの民族的・種族的出身者は環境損害が発生したとされる地域に居住しておらず、環境損害発生時点でアルメニア系住民が居住を継続する意図が無かったことを示す証拠も存在しない（97-98項）。

したがって、申し立てられている環境損害はアゼルバイジャンの民族的・種族的出身者に対する人種差別を構成しうる行為から生じたものであるとは認められない。裁判所は、環境損害に関するアゼルバイジャンの請求について審理する事項的管轄権を欠くと結論し、アルメニアが提起した第3の先決的抗弁を認容する（99-100項）。

（4）判決主文

以上の理由により、裁判所は、（1）アルメニアが提起した第1の先決的抗弁を認容し（14対3）、（2）アルメニアが提起した第2の先決的抗弁を却下し（16対1）、（3）アルメニアが提起した第3の先決的抗弁を認容し（12対5）、（4）主文（1）および（3）の点につき留保しつつ、人種差別撤廃条約第22条に基づき、アゼルバイジャンが提出した請求訴状を審理する管轄権を有する（全会一致）。

Ⅲ. 解説

1. 当事国の「ミラーリング」戦略と裁判所の事件管理

アゼルバイジャンが提訴した本件と、先にアルメニアが提訴した別訴事件は、概ね同一の事実関係を背景とする、というのが、アゼルバイジャン側の理解であった¹⁰。にもかかわらず、アゼルバイジャンは、アルメニア提訴事件の枠内において反訴を提起するのではなく、自らを原告とする新事件を裁判所に付託することを選んだ。こうしたアゼルバイジャンの訴訟戦略について、アルメニアは、先に自らが提訴した事件を「ミラーリング (mirroring)」しているに過ぎないと揶揄する¹¹。僅か1週間とはいえアルメニアに遅れて提訴したアゼルバイジャンは、いずれが先に提訴したかは事件の本案にかかる評価とは無関係と反論し¹²、両事件を一对のものとして捉える見方を否定している¹³。アゼルバイジャン提訴事件を「ミラーリング」と形容するアルメニアの主張については、別訴事件の提訴に

10 CR 2024/22, p. 17, para. 2 (Fietta).

11 CR 2021/25, p. 12, paras. 2-3, p. 14, para. 12 (Kirakosyan); CR 2023/4, p. 10, paras. 2-4 (Kirakosyan); CR 2024/18, p. 12, para. 8 (Kirakosyan); Preliminary Objections of Armenia (21 April 2023), paras. 4, 6. “ [A] false parity” を作出する企てとも表現される。 CR 2023/4, p. 47, para. 2 (Kirakosyan). なお、アルメニアは、提訴に先立つ外交交渉に際してのアゼルバイジャンの対応についても「ミラーリング」と表現している。 CR 2024/18, p. 17, para. 9; p. 25, para. 36 (Salonidis). アゼルバイジャン自身もそのように言及しているところがある。 Azerbaijan’s Preliminary Objections in *Armenia v. Azerbaijan*, Vol. I (21 April 2023) para. 18.

12 CR 2021/26, p. 32, para. 4 (Donovan); CR 2021/26, p. 36, para. 2 (Mammadov).

13 CR 2021/24, p. 61, para. 3 (Donovan); CR 2023/3, p. 20, para. 2 (Lowe).

より急ぎ原告の立場を得ることで自らが働いた人権侵害から国際社会の目を逸らす狙いがあると反発している¹⁴。こうした応酬は、紛争の構図が裁判所ひいては国際社会にどのように認識されるかについて紛争当事国が関心を有しており、その認識に対していずれの国が先に提訴を行ったかが影響を及ぼし得ることを、当事国が少なからず意識していることを示唆している。

もともと、こうした紛争当事国の主張とは対照的に、裁判所は、その手続運営上、両事件をむしろ一対であるかのように扱ってきている。すなわち、両事件における仮保全措置の第1次要請にかかる口頭弁論を連続する日程で設定し¹⁵、両要請にかかる命令は同一の期日に言い渡した¹⁶。また同様に、アゼルバイジャン提訴事件における第2次要請とアルメニア提訴事件における第3次要請にかかる口頭弁論も連続する日程で設定し¹⁷、その後同一の期日に仮保全措置命令を言い渡している¹⁸。さらには、本案にかかる書面についても同一の提出期限を設定したに加えて¹⁹、先決的抗弁にかかる口頭弁論の期日も連続する日程で設定し²⁰、2つの抗弁判決をやはり同一の期日に言い渡した²¹。形式的には両事件はあくまで分離しているとはいえ、様々な期日や期限が連続して設定されていることから、裁判所の任務遂行という点では、実質的に2つの事件の手続を併合した場合に近い運用が採られてきている。

事件を正式には併合しないにもかかわらず、同一の書面提出期限や連続する口頭弁論期日を設定することで、実質的に併合に近いかたちで事件を管理する例は他にもみられる。元エクアドル副大統領を庇護していた在キト・メキシコ大使館への地元エクアドル治安当局の立ち入り（2024年4月）に起因する紛争について、メキシコとエクアドルはそれぞれ別個に提訴したところ、裁判所は、2つの事件にかかる書面提出期限を同一の期日に設定している²²。また、イランによるウクライナ国際航空便撃墜事件（2020年1月）をめぐる、カナダ他3か国が共同でイランを相手取り提訴した一方、その1週間前には、イランはカナダを相手取り同撃墜事件にかかる主権免除の扱いを含めた紛争を裁判所に付託していた

14 Azerbaijan's Preliminary Objections in *Armenia v. Azerbaijan*, Vol. I (21 April 2023) paras. 4 and 20.

15 Press Release 2021/23; Press Release 2021/24.

16 Press Release 2021/31; Press Release 2021/32.

17 Press Release 2023/2; Press Release 2023/3.

18 Press Release 2023/8; Press Release 2023/9.

19 *Armenia v. Azerbaijan, Order of 21 January 2022, I.C.J. Reports 2022*, p. 3, at 4; *Azerbaijan v. Armenia, Order of 21 January 2022, I.C.J. Reports 2022*, p. 6, at 7.

20 Press Release 2024/23; Press Release 2024/24.

21 Press Release 2024/70; Press Release 2024/71.

22 *Embassy of Mexico in Quito (Mexico v. Ecuador), Order of 19 July 2024; Glas Espinel (Ecuador v. Mexico), Order of 19 July 2024*.

ところ、裁判所は、2つの事件に係る書面提出期限を同一の期日に設定した²³。こうした事件管理は、紛争当事国それぞれの紛争定式化（自らを原告とする点を含む）に対する配慮を一応示しつつ、2つの事件を手続上一対のものとして扱うことで、2つの事件を通底ないし横断する対立の全貌に迫ろうとする裁判所の試みと位置づけることができるかもしれない。

2. 地雷関連措置要請の却下

もちろん、事実上併合に近い事件管理を行うからといって、必ずしも2つの事件の実体判断が連関するわけではない。とはいえ、アゼルバイジャン提訴事件とアルメニア提訴事件における仮保全措置の第1次要請に対する裁判所の対応は、結論的には、実体面でも対をなしていたとみることができる。すなわち裁判所は、アルメニアの第1次要請において最大の関心事であった捕虜の即時釈放にかかる措置の指示を認めず、アゼルバイジャンの第1次要請の中核をなしていた地雷関連の措置の指示も認めなかった。いずれの結論も、次節で検討する仮保全措置指示第2の要件の欠如を理由とする点で共通している。裁判官の個別意見に目を向けても、捕虜の即時釈放を認めなかった判断を問題視する意見も、地雷関連措置の指示を認めなかった判断を問題視する意見も見当たらない。その点で、人種差別との関連が一見して希薄な要素を人種差別撤廃条約上の紛争に「ねじ込」む²⁴かのような訴訟戦略をアルメニアのみならずアゼルバイジャンも当初採用したものの、いずれも十二分には功を奏しなかったものと位置づけることができる。事実、アゼルバイジャンは、地雷の所在に関する情報が将来の交渉材料としてアルメニア側に用いられかねない点を懸念しており²⁵、条約の範疇を一見して超えた関心事が見え隠れしている。

3. 権利と義務の存在見込み

地雷関連措置の要請を裁判所が退けた理由に目を向けると、一見して類例があまり見られない要素が含まれていることが分かる。すなわち、仮保全措置指示にかかる第2の要件

23 *Alleged Violations of State Immunities (Islamic Republic of Iran v. Canada)*, Order of 16 October 2023, I.C.J. Reports 2023, p. 572, at 573; *Aerial Incident of 8 January 2020 (Canada, Sweden, Ukraine and United Kingdom v. Islamic Republic of Iran)*, Order of 16 October 2023, I.C.J. Reports 2023, p. 575, at 576. もっともその後、カナダ他3か国が提訴した事件でイランが先決的抗弁を提起し、イラン提訴事件でカナダは期限内に抗弁を提起しなかったため、以後の手続では両事件の進行は異なるものと見込まれる。

24 本巻所収の別訴事件に関する解説 III. 1. 参照。

25 CR 2021/24, p. 62, para. 8 (Donovan).

は通常、被保全権利の存在見込み (plausibility) の有無を検討するものであり、本命令でも一般論としてはそのように定式化されている。ところが裁判所は、具体的判断にかかる箇所では、人種差別撤廃条約が地雷の撤去等に関する義務をアルメニアに課している見込みを検討したようにも読み取れる点で一見異質である²⁶。もっとも、本件ほどには明確ではないにせよ、被告による義務違反ないし権利侵害の見込みを裁判所が第2の要件の判断の枠内で検討したと理解しうる例はこれまでも存在するため²⁷、本判断が判例の動向から取り立てて逸脱しているというわけではない。確かに、仮保全段階の限られた訴訟資源で義務違反やその事実的基礎に立ち入った判断をすることは困難を伴うものの、かかる検討が措置の説得性を高める方向で作用するのであれば、およそその可能性を排除してしまう理由はないと考えられる²⁸。

4. 時間的管轄と対世的義務違反の責任追及

アルメニアが人種差別撤廃条約を批准したのが1993年7月であったのに対し、アゼルバイジャンが批准したのは1996年9月であった。アゼルバイジャンによる条約批准前のアルメニアの行為についても責任を追及する形でアゼルバイジャンが申立を定式化したため、抗弁段階において、かかる申立を審理する管轄権を裁判所が持つかが争われた。多数意見は、管轄権の同意原則、および当事国間の相互性と平等の原則を根拠に、条約中の紛争処理条項の時間的適用範囲は原則として実体規定のそれと一致するとし、アゼルバイジャンの条約批准以前のアルメニアの行為にかかる申立について裁判所は管轄権を持たないと結論付けた。条約上の実体義務が対世的性質を有していることは裁判所の管轄権に影響しないという従前からの判例に即した判断である。その一方、個別意見の中には、争われている事項を原告適格の問題として捉えたうえで、対世的義務の違反を追及するに際しては当事国間に相互的な条約関係が成立している必要はないはずだとして、アゼルバイジャンの条約批准以前のアルメニアの行為について請求するアゼルバイジャンの原告適格を肯定すべきだったとするものがある²⁹。

26 Joint Declaration of Judges Charlesworth and Brant, *I.C.J. Reports 2023*, p. 47, at 47–8, paras. 2–4.

27 Massimo Lando, “Plausibility in the Provisional Measures Jurisprudence of the International Court of Justice”, *Leiden Journal of International Law*, Vol. 31 (2018), p. 641, at 650; Cameron Miles, “Provisional Measures and the ‘New’ Plausibility in the Jurisprudence of the International Court of Justice”, *British Yearbook of International Law* (2018), <https://doi.org/10.1093/bybil/bry011>.

28 Kei Nakajima, «La plausibilité des droits, les moyens de défense et les contentions concurrents de la partie adverse dans l’indication des mesures conservatoires par la Cour internationale de Justice», *Annuaire de La Haye de droit international*, Vol. 38 (2026 forthcoming).

29 Dissenting Opinion of Judge Cleveland, paras. 17–50; Declaration of Judge Yusuf, para. 11.

もっとも、本件に関する限り、アゼルバイジャンはそもそも、人種差別撤廃条約の当事国を代表してアルメニアによる対世的義務違反の責任を追及しているわけではない。アゼルバイジャンの申立は、「自らの権利および自国民の保護者 (*parens patriae*)」として違法行為の中止や損害賠償等を求める内容であり³⁰、また先決的抗弁にかかる口頭弁論でアゼルバイジャンは「特別影響国」たる自身の地位に言及している³¹。解釈が分かれるのは、抗弁段階における書面陳述において、アゼルバイジャンが、アルメニアが対世的に負う義務を擁護する「手続的受託者 (a “procedural trustee”）」としても行動していると主張したことの意味であるが³²、アゼルバイジャンはその含意を敷衍していない。この点、先行して係属したアルメニア提訴事件の請求訴状において、アルメニアが「被害国としても非被害国としても (both as an injured as a non-injured State)」アゼルバイジャンの責任を追及できると明示していたことと対比すれば³³、責任法の用語に即した表現をアゼルバイジャンが用いなかったことは自覚的とも考えられる。そうした文脈を踏まえると、抗弁段階の書面陳述における上記の一節のみをもって、本件アゼルバイジャンの申立が対世的義務違反の責任追及を含むものと解するのは難しい³⁴。抗弁判決における多数意見が、被害国以外の国家による責任追及にかかるルールに一切言及していないのは³⁵、アゼルバイジャンの申立についての以上のような理解を前提とするためと考えられる。

5. 環境損害と人種差別

抗弁段階で判断が分かれたのが、環境損害にかかる申立についての裁判所の事項的管轄権である。多数意見は、環境損害をもたらす行為が人種差別を構成する可能性を一般的には排除しなかったものの、本件で問題視されているアルメニアの行為はいずれも人種差別を構成しえないと結論付けた。多数意見のアプローチに対しては、本案審理に属するはずの事実認定や証拠評価に立ち入りすぎであるとの批判が寄せられているものの³⁶、多数意見は一貫して、申し立てられているアルメニアの行為が「仮に証明された」としても人種差別を構成しえないと仮言的に推論しており（抗弁判決 96, 97, 99 項）、証拠評価に立ち入ったうえで抗弁を認容したわけではない。また、権利侵害の効果がある場合のみならず

30 Azerbaijan's Application, para. 99.

31 CR 2024/24, p. 16, para. 25 (Lowe).

32 Azerbaijan's Observations and Submissions on Preliminary Objections (21 August 2023), para. 29.

33 Armenia's Application Instituting Proceedings, para. 2.

34 Separate Opinion of Judge Charlesworth, paras. 24-28.

35 Dissenting Opinion of Judge Cleveland, paras. 45-47.

36 Joint Dissenting Opinion of Judges Nolte, Charlesworth, Cleveland and Tladi, paras. 11-12, 17-19, 22.

その目的を有すると認められる場合にも人種差別は成立することからすれば、目的の要素の検討の形跡がない多数意見は一見して説明不足のようにも思われるものの³⁷、多数意見の結論は、部分的には、そもそも待遇の差異（人種差別の第1の要件）が存在しないという判断に基礎づけられており（抗弁判決96-97項）、その限りでは目的効果の有無（第2の要件）に立ち入る必要はなかったということになる。

申し立てられている環境損害の少ない部分は、かつて居住していたアゼルバイジャン系住民が現住していないアルメニア支配地域で発生していたことから、アゼルバイジャンは、アルメニアの環境破壊行為が、そうしたアゼルバイジャン系旧住民がかつての居住地に「帰還する権利」（条約第5条（d）（ii））を害する意図を備えたものと論理構成することで、裁判所の管轄権を肯定しようと試みた³⁸。多数意見はこの主張を看過しているとの批判が寄せられており³⁹、また抗弁判決理由中にある「環境損害発生時点でアルメニア系住民が居住を継続する意図が無かったことを示す証拠も存在しない」との説示（判決98項）の含意は、確かに一見して読み取り難い。この点、第1次ナゴルノ・カラバフ戦争後のアルメニアによる領域支配（「アルツァフ共和国」の成立）は恒久的なものとして意図され、アゼルバイジャン系旧住民が帰還できる可能性をアルメニアはおおよそ否定していた、というのが、アゼルバイジャンの主張立証の前提にある事実理解であった⁴⁰。しかしそうだとすれば、現住していないばかりか将来帰還できる余地すらないアゼルバイジャン系旧住民を念頭にアルメニアが自己の支配地域で環境破壊を行った、という、かなり難のあるナラティブが帰結することになる⁴¹。先に掲げた抗弁判決98項の一節は、そうしたアゼルバイジャンの主張立証の矛盾を突くアルメニアの陳述⁴²に大筋即したものとして理解することができる。裁判所の結論部分（99項）を踏まえるならば、待遇の差異の欠如を理由とする96-97項に対して、98項は目的効果（人種差別の第2要件）の欠如に係る説示と位置づけられよう。

なお、アゼルバイジャンは、以上の理由から裁判所の管轄権が否定された環境損害にかかる申立とほぼ同一内容と目される⁴³事件を仲裁に付している。野生生物及び自然生息地の保護に関するヨーロッパの地域的条約に基づく国家間仲裁であり⁴⁴、詳細はなお非公開

37 *Ibid.*, paras. 10-12.

38 Azerbaijan's Written Observations, para. 83.

39 Joint Dissenting Opinion of Judges Nolte, Charlesworth, Cleveland and Tladi, paras. 14-16.

40 Memorial of Azerbaijan, para. 449 cited in CR 2024/21, p. 52, para. 7 (MacDonald) and CR 2024/23, p. 36, paras. 8-10 (MacDonald).

41 CR 2024/21, p. 51, para. 6; p. 56, para. 23, p. 57, para. 29 (MacDonald).

42 Preliminary Objections of Armenia, para. 112.

43 Preliminary Objections of Armenia, para. 13.

44 *Bern Convention Arbitration (Azerbaijan v. Armenia)*, PCA Case No. 2023/60; Kei Nakajima, "And the

であるものの、仮に本件とほぼ同一の事実関係を基礎とする事件であったとしても別個の条約に基づく異なる請求 (*petitum*) として定式化されるであろうことから、本件抗弁判決の既判力が有する後訴遮断効は及ばないと見込まれる。

6. 和平合意と訴えの取下げの可能性

アルメニア提訴事件では、提訴から抗弁判決までの間に延べ5回にわたって仮保全措置の指示と修正が要請されたのに対して、アゼルバイジャン提訴事件では2回にとどまった。この違いは、ナゴルノ・カラバフ地域をめぐる情勢が概ねアゼルバイジャンに優勢な形で推移してきたことを反映するものと位置づけられる。とりわけ、アルメニアの第5次要請のきっかけとなった2023年の武力衝突にアゼルバイジャンは勝利し、同地域の主権回復を宣言した⁴⁵。その後、2025年3月に両国は和平協定の締結に向けて大筋合意に至ったと報じられた⁴⁶。アゼルバイジャン外務省は、草案の内容に満足の意を表明する声明文を公表し、残る懸案事項として、ナゴルノ・カラバフ地域への言及があるアルメニア憲法前文の改正を要求していることから⁴⁷、同地域がアゼルバイジャンに帰属する前提で処理されていることが窺える。その後、2025年8月8日、米国大統領の立会いの下、アゼルバイジャン大統領およびアルメニア首相は和平に向けた共同宣言⁴⁸に署名するに至った⁴⁹。

こうした動きと前後して、両当事国は、国際司法裁判所および欧州人権裁判所に係属中の事件を取り下げる可能性を検討してきた⁵⁰。アルメニア首相は、将来の二国間交渉にお

Azerbaijan-Armenia Lawfare Expanded: The Arbitration brought by Azerbaijan under the Bern Convention”, *Völkerrechtsblog* (30 January 2023), at <https://doi.org/10.17176/20230130-201620-0>. アゼルバイジャンの訴訟戦略については、本巻所収の別訴事件に関する別稿参照。

45 See, “Azerbaijan’s Aliyev says sovereignty ‘restored,’ declares end to operation”, *Deutsche Welle* (20 September 2023), at <https://www.dw.com/en/nagorno-karabakh-azerbaijan-aliyev-declares-operation-over/live-66870362>.

46 “Armenia and Azerbaijan agree on historic peace treaty”, *Politico* (13 March 2025), at <https://www.politico.eu/article/armenia-azerbaijan-peace-treaty-jeyhun-bayramov/>.

47 Republic of Azerbaijan’s Ministry of Foreign Affairs, “No:105/25, Statement on conclusion of the negotiations on the text of the draft Agreement on Peace and the Establishment of Interstate Relations between Azerbaijan and Armenia” (13 March 2025), at <https://www.mfa.gov.az/en/news/no10525>.

48 “Full text of Armenia-Azerbaijan Joint Declaration released”, *Armradio* (9 August 2025) at <https://en.armradio.am/2025/08/09/full-text-of-armenia-azerbaijan-joint-declaration-released/>.

49 «L’Arménie et l’Azerbaïdjan attendus vendredi à Washington pour signer un accord de paix, annonce Donald Trump», *Le Monde* (8 August 2025), at https://www.lemonde.fr/international/article/2025/08/08/l-armenie-et-l-azerbaïdjan-attendus-vendredi-a-washington-pour-signer-un-accord-de-paix-annonce-donald-trump_6627345_3210.html.

50 See, “Pashinyan ready to do ‘everything and more’ to sign peace treaty with Azerbaijan this year”, *Aze. Media* (23 November 2024), at <https://aze.media/pashinyan-ready-to-do-everything-and-more-to-sign-peace-treaty-with-azerbaijan-this-year/>; “In case of signing peace treaty with Azerbaijan, the idea of

いて紛争を蒸し返さないことが係属中の事件を相互に取り下げるための条件との立場を示している⁵¹。もっとも、これら国際裁判所に係属しているのは人権侵害に関する紛争ないし申立であることから、仮にアルメニア首相の示す条件が取り入れられた場合には、それが個人の請求権にどのような効果をもたらすかという問題⁵²が別途浮上する可能性がある。事実、アルメニアの市民団体は、国家間での処理を見据えて多くの被害者が（欧州人権裁判所等における）個人請求を控えている状況に鑑みて、アルメニア首相案はそうした個人の救済の途を閉ざしかねないと批判してきている⁵³。この点、和平協定案の文言を見ると、その第15条に基づき、アルメニア・アゼルバイジャン両国は、同協定の発効から1か月以内に、二国間の全ての国家間請求や紛争（all interstate claims [...] and disputes）をあらゆる法的なフォーラム（any legal forum）から撤回し、また、そうした請求をいかなる第三者（any third party）が関与する手続にも付さない旨を約束するなど⁵⁴、非常に広範な文言によって国際訴訟を打ち切る方向にあることが窺える。もっとも、訴訟の取り下げを決定したわけではないとのアルメニア政府高官の発言も報道されており⁵⁵、本稿執筆時点において事態はなお流動的である。

国家間の関係正常化に伴って係属中の国際訴訟の打ち切りを約束するという例は近年でも見られるものであり⁵⁶、上述のアルメニア・アゼルバイジャンの処理案が殊更に特異と

withdrawal of mutual lawsuits is acceptable to Armenia – Pashinyan”, *ARKA News Agency* (20 December 2024), at <https://arka.am/en/news/politics/in-case-of-signing-a-peace-treaty-with-azerbaijan-the-idea-of-withdrawal-of-mutual-lawsuits-is-accept/>.

51 “In 4.5 hour press conference Pashinyan covers several controversial issues”. *The California Courier* (3 February 2025), at <https://www.thecaliforniacourier.com/in-4-5-hour-press-conference-pashinyan-covers-several-controversial-issues/>; “Pashinyan signals readiness to abandon international accountability for Azerbaijan’s war crimes”, *Armenian Weekly* (5 February 2025), at <https://armenianweekly.com/2025/02/05/pashinyan-signals-readiness-to-abandon-international-accountability-for-azerbaijans-war-crimes/>.

52 See e.g., Jessica Howley, *Overlapping Individual and Interstate Claims in International Law* (Oxford University Press, 2024).

53 Armenian Lawyers’ Association, “RA Prime Minister Nikol Pashinyan’s statement regarding the withdrawal of complaints filed against Azerbaijan in international courts, in the event of signing a peace agreement, may lead to the impossibility of protecting the rights of people forcibly displaced from Nagorno-Karabakh” (22 March 2024), at <https://armla.am/en/8294.html>; “Armenian NGOs call on Pashinyan to maintain legal actions against Azerbaijan”, *JAM News* (14 January 2025), at <https://jam-news.net/armenian-ngos-call-on-pashinyan-to-maintain-legal-actions-against-azerbaijan>.

54 Ministry of Foreign Affairs of Armenia, “Publication of the initialed Agreement between Armenia and Azerbaijan” (11 August 2025), at <https://www.mfa.am/en/press-releases/2025/08/11/Initialed%20Arm-Az%20Peace%20Agreement%20text/13394>.

55 “No decision to withdraw intl lawsuits against Azerbaijan, says Armenia’s representative”, *Armenpress* (5 November 2025), at <https://armenpress.am/en/article/1234165>.

56 中島 啓「人種差別撤廃条約適用事件（カタル対アラブ首長国連邦）」国際法外交雑誌 121 巻 2 号（2022 年 8 月）83-84 頁。

いうわけではない。もっとも、国際訴訟の打ち切りが戦争犯罪の訴追や戦後補償の途を広く閉ざしかねないことからすれば、ウクライナをめぐる国際的な動向との不整合を看過することはできない。すなわち、ウクライナをめぐることは、ロシアとの戦争終結の見通しが立つ前から戦争犯罪の訴追や請求委員会の設立に向けた動きが国際的に後押しされてきたのに対して、アルメニア・アゼルバイジャン間の戦後処理としての同様の動きはこれまでのところほぼ皆無だからである。この点について、国際社会（という名の西欧諸国）の地政学的考慮に基づく国際（刑事）司法の選択性（selectivity）を反映するものであると説明し、批判することは容易である⁵⁷。ただしその際、戦闘の規模も烈度も異なるとはいえ、国際法学がウクライナ戦争に向けてきた関心と同様の関心をナゴルノ・カラバフ戦争にも向けてきたかは自省を要するだろう。国際法学もまた国際法過程の不可分の一部を構成する以上、その（無）関心がかかる選択性に寄与していないかを、まずは省察しなければならない。

57 Mattia Massoletti, "Selective justice? Comparing peace efforts in Armenia and Ukraine", Italian Institute for International Political Studies (23 December 2025), at <https://www.ispionline.it/en/publication/selective-justice-comparing-peace-efforts-in-armenia-and-ukraine-226706>.